

第2回新潟市地域自治委員会 会議録

日時：平成17年8月31日（水）午前9時30分

会場：新潟市役所本館6階第四委員会室

議事「区自治協議会の設置の構成検討」

（田村会長）第1回では忌憚のない意見をいただいた。区自治協議会のみならずコミュニティ協議会や住民への情報提供が重要であるとの意見もあった。時間が限られた中、同時並行で進めることになると思うが、まずこの委員会では区自治協議会についてどのようなフレームを作るか一定の方向性を出していきたい。今日は資料に沿って設置・定数・選任方法・構成などについて話していきたい。

（熊倉課長）資料説明

（田村会長）区自治協議会はコミュニティ協議会など全体を包含するもので、浜松市は二層になっているが、新潟市は区単位としたいとのことである。これについて意見はあるか。

（小川委員）結論は賛成である。地域協議会を置くことについて進化している。地方自治研究機構の調査報告があるので、委員の皆さんにも見てもらおうとよい。1970年代80年代は横浜・川崎あたりが地域自治を研究している。2000年代になると浜松・静岡や新潟も含めて更に進化している。

浜松の形ではなく区毎にしないと、いつまでも旧市町村の意識が残ってしまう。豊栄の例では旧豊栄市の5つのコミュニティと旧新潟市北地区の3つのコミュニティと8つある。同等に扱わなければならない。8つで対等に話し合わなければならない。浜松のような二層性は問題残すと思う。

（田村会長）今の地方自治研究機構の調査報告について、概要版でもよいので事務局から配布してほしい。

（塩田委員）新潟市の場合は地域審議会を設置した。しかし、有限であり、政令市になったら解散になる。住民の声が届かないという心配もあるので、区毎に自治協議会を置き住民と行政がまちづくりを行えるようにしてほしい。二層としない事務局案でよい。

（石附委員）浜松が二層構造としたのは、それぞれの地域が違う文化・風土を持つからなのか。

（熊倉課長）浜松は天竜川の上流までと合併し、市域が広がった。合併に対する障害を除去するため地域審議会があるが、それを進化させた形で恒久的な制度としての地域協議会を置いた。

（田村会長）基本的には行政区単位での区自治協議会でよいと思うが。

（河田委員）新しく新潟市になったところ、混成の所、旧新潟市のみのところと何通りかある。画一的にならず、特性を活かす方法を考えていきたい。

（田村会長）区の中でも地域により状況が違う。それらを反映させないと自治の名に値しない。いずれにしても区自治協議会は区単位に設置でよいか。（賛同の声あり）

次に構成員の定数について。

（熊倉課長）資料説明

定数について、事務局案では30人以内としている。突っ込んだ議論をするには多いとの考えもあるが、現在、新潟市の地域審議会が30人を上限としていること、また、仮に小学

校区単位でコミュニティ協議会ができた場合、一番多いところで21の協議会ができる可能性があることなどがその理由である。

(田村会長) 区割りの審議会は30人で意見も活発に出た。10人の委員会も作ったが、何を議論するかだと思う。

(眞谷委員) 権限も大きく関わってくると思う。上越市では建設計画の変更及び市の施設の設置・廃止などの重要事項について協議会の意見を聞かなければならないとしている。大きな権限がある。それに比べると市議会の半数以上にもなる30人は多いと思う。10人くらいの代表者会議を開くことでよいのではないか。

(田村会長) 川崎市では代表者会議を持てるとしているが、それについて事務局は何か考えがあるか。

(熊倉課長) 問題はないと思う。予算編成にまで意見・要望ができるとなると、根源的な問題として議会との関係も出てくる。大きな権限があればあるほど、対議会との住み分けを考えていかなければならない。

(河田委員) 権限が大きくなると選任方法も問題になってくる。これらは表裏一体ではないか。

(小川委員) 議会と区自治協議会の役割を明確にしないと。区自治協議会は相談相手。決定したものを守れということとは言えない。公選の議会とぶつかるようでは説明がつかない。議員ではない。区のあり方についても説明が必要。

豊栄には100人委員会があるが、選挙で選ぶ訳でない。公共性のある団体は全て入れようとした。それを部会に分け、その正副幹事が地域審議会委員も兼ねている。

(石附委員) 職務権限について考えはあるのか。

(熊倉課長) 具体的イメージはまだない。前回資料1に関係条文の抜粋があり、地域協議会の権限が出ている。これを踏まえ、どこまでプラスアルファできるか。区役所の権限との絡みもある。

(石附委員) 区役所の権限はどこが考えるのか。

(熊倉課長) 区役所の権限については別の部会で検討している。この外部委員会からも助言をいただきたい。

(広橋部長) 権限というものをどのように受け取るか。日常用語ではそこで決定することを権限と言っている。この協議会にどこまで権限を与えるか。区長や市長に意見を言うことが基本的な役割と考える。上越の場合は建設計画の進行管理の色合いが強い。もう一つ、自治という言葉を使うのは区と住民が協働を行う団体だからである。その下にあるコミュニティ協議会と一連のものとなり、自分たちで解決できないものについて審議する場でもある。決定権はない。

(石附委員) 行政のパートナーというイメージか。

(小川委員) 先日、懇談会を開いたが、そこで出てくるものは要望と協議事項である。結論は出ないので住民は満足しない。しかし、要望してできるものとできないものについて住民も考える。この状態を上手くもって行けば、協議会を作ったとき、市町村の議会というイメージから別のイメージが出てくるかもしれない。

(眞谷委員) 協議会が意見を出しても、最終的には議会が決めることである。

教育・学校の話でコミュニティスクールというのがある。新潟では来年度聖籠と長岡が実

施の方向で動いている。地域の協議会が校長の決める学校の経営方針に意見し、あるいは決定することができる。また、例えば英語教育に力を入れたとした場合、それに合わせ教育委員会は人事について聞かなければならない。これにより特色のある学校づくりができるが、全部の学校がそうなるわけにも行かないので、区の協議会で調整もできるのかと思う。そして、区の中で自由に越境入学ができるようになると面白いと思う。このように、区自治協議会の中で教育部会や建築部会などを作り、各部会から数名が代表者会議に出てくるのであれば大勢いても活動しやすいと思う。

(石附委員)協働と言うとき、相手に聞いただけで終わらせては民意が反映されたとは言えない。人数は大勢いた方がよいと言うが、区の構成員は一般市民であり、議員のように専任ではないので大変である。意見反映させるシステムが必要だ。

(河田委員)社会が変わってきている。阪神大震災以来、コミュニティが大切になっている。会議を重ねる関係ではなく、顔の見える関係で地域特有の課題を解決していかなければならない。単なる会議の場とせず、また、要求・要望団体に特化してはいけない。

(塩田委員)前回の資料1を見ると区のイメージがよく分かる。定数については区により人口違う。地域の歴史などからコミュニティのつながりも違う。30人を上限として、地域の実情に合わせた人数でよいのではないか。

(河田委員)人数は少なめでよい。意見が伝わればよいと思う。そのようなシステムを作るべきだ。

(木戸委員)今までの行政のようにトップダウンでなく、多様な意見が反映されるよう、コミュニティを基本にした協議会を設置しようとするなら30人以内でよいと思う。

(田村会長)問題解決のため意見が反映されることが大事で、単なる要望団体ではない。30人が上限でよいと思う。

(小川委員)最初に選ばれた30人だけが代表ということではない。誰でもなれるようにしたらよい。公共的活動をしている団体の人たちにも発言権はあるはず。そうすると100人委員会のようになる。

(田村会長)今明確に定数を決める必要はない。方向性は出てきたので、選任方法や構成も併せて考えいきたい。

(熊倉課長)資料説明

(塩田委員)市長任命が地方自治法上のルールだと思うが、上越が準公選としている根拠は。

(熊倉課長)地方自治法ではなく合併特例法に基づくものであるため。

(塩田委員)地方自治法上、準公選でできるのか。

(熊倉課長)上越の準公選にしても、最終的に任命するのは市長である。選ぶまでは公選の形だが。

(石附委員)構成員はどの団体見ても顔ぶれが一緒。ハードルを下げて色々な経験を持っている人の参加を促したい。一般的な意見しか出ない。本当に欲しい意見が出ない。

(塩田委員)市民がどう参加するか、先ほどの100人委員会はよい例である。

(田村会長)諸外国の地方自治制度を見ると、日本の地方議会では住民意見は言えないが、イギリスでは言うことができる。毎回でなくてもよいが、例えば環境の問題について話す時はその専門の人が参加できるなど、区自治協議会では来た人が意見を言えるようになるとよい。

- (熊倉課長) 定めればそういうシステムも可能だと思う。
- (小川委員) 区自治協議会に限られた30人では色々な出会いが出てこない。地縁型の自治会は、包括性はあるがテーマがない。縦型である市民団体・NPOは積極的に何かをやらうとする。これを出会わせることが必要だ。豊栄には生ごみを堆肥化するEM菌の研究会があり、地縁団体との協力ができた。成功例が出ると理解が早い。
- (眞谷委員) 豊栄方式が全部の区でできるかというところもあると思う。組織を作り、それに応じて意見のある人が自由に意見を言えることが大切。
- 以前、私の地区でバス廃止の話があり、今後の対応について会議をしたが、メンバーはバスに乗らない充て職だけであった。別に車を借り上げる代替案を二年かけて作り全戸配布したら、実際にバス乗る人たちから了解得られなかった。せっかく作った案だったが、結局違う案になった。こんな会議では意味がない。バス利用の団体が学校の運営会議に必要かというところでもない。各構成団体の人を集めても当事者の意見聞こえてこない。公募を含め各種構成団体で協議会を作っておいて、問題に応じて誰でも発言できることが大切と思う。最終的には下部組織もできればよい。
- (河田委員) 当事者の意見を聞く余地を持たせないと、せっかくの案がダメになる。
- (眞谷委員) どう情報提供するかも考えなくては。
- (田村会長) 公募はよいが、あとは公的団体や学識の扱いをどうするか。
- (塩田委員) 豊栄地域審議会では全て1号委員のようだが。
- (事務局) 豊栄の任意の地域協議会からの推薦である。
- (河田委員) 協働という言葉の定義は。パートナーシップのことか。下請け機関みたいなところも含めて言うのか。
- (熊倉課長) それぞれテーマを持って活動している団体が、ある部分において行政と方向性を一にして動いていくことであると個人的には思っている。
- (河田委員) 私の解釈では、それぞれの方向性は違って共にも認め合い、一つの目的に進むことだと思う。自治会は協働ではなく行政の協力機関だったと思う。協働という言葉の定義づけをしておくべきと思う。
- (田村会長) パートナーシップという言葉は強い立場の人が言うもので、下請けになりがちだった。都合よく使われないようにしなければ。
- 選任方法について、準公選である必要はないと思う。今までの意見をまとめると公共的団体は入れなくてもよいとのことであるが、本当に意見があればその団体が出てくる。区によって実情は違う。
- (広橋部長) 公共的団体は区単位でどうなるか分からない。分かるのは社会福祉協議会だけ。PTAや民生委員も区になったらどうなるか分からない。
- (田村会長) JCは黒崎に残っているが合併しないのか。
- (広橋部長) JCについては区制になるまで待つことになっている。
- (田村会長) 浜松の第三者機関というのは理想かもしれないが、いかがなものか。
- (小川委員) 100人委員会には住民が直接参加はできないが、団体選出の代表が協議会の役員となっている。
- (塩田委員) 行政側から提案するのではなく、住民側から上がってくるようにできないか。コミ

- ユニティ協議会から代表は出るのか。
- (広橋部長) コミュニティ協議会から代表が出ることは間違いないと思うが、それ以外についてはまだ分からない。
- (小川委員) 上から言われてやるのではなく、市民の代表としてやってもらいたい。ただし、選挙で選び、権限を持たせるものではない。自分がやりたい部分だけでなく、全体の行政の仕組みの中で動いてもらう。
- 旧新潟市の3つの区は区としてのアイデンティティを確立する必要がある。
- (眞谷委員) 小学校区が一番多いところが21なので、公募を数名加えることを考えれば30人は妥当な数だと思う。区によって大学の有無や小学校区の大小など様々あるので、コミュニティ協議会からの代表者が主体であれば、学識などを明文化しなくてもよいのではないか。
- (石附委員) 協議会に入らない多様な人たちの声も公募で確保すればよい。
- (田村会長) 今色々出た意見を参考に、事務局で集約して欲しい。
- (熊倉課長) 今出た意見を参考にしながらも、公共的団体から選ばなくても入れるよう、道を閉ざさないでおきたい。
- (河田委員) 地域コミュニティの組成も大切。
- (広橋部長) 現実にはいくつかできている。懸念されるのはエリアの人たちのピュアな声が区に届くかどうか。想定される団体は今のところ大体入っている。
- (石附委員) 全部コミュニティ協議会に入っていないなくても意見が届くようにしてほしい。
- (広橋部長) 区自治協議会の他に同種のものがあったとしても良いと考える。
- (田村会長) 行政内部だけでのやり取りでなく情報の共有も大切だ。
- (眞谷委員) 区によっては100人委員会をすぐ立ち上げるのは難しい。区内の地域コミュニティが横に繋がり最終的には100人委員会に持っていく。その後、部会ができ上がれば小学校にこだわるものでもない。
- (田村会長) 今日出たたくさんの意見を集約してほしい。
- (熊倉課長) 資料説明 ~ (4) 任期, (5) 報酬及び費用弁償, 3 会長及び副会長
- (木戸委員) 以前、市のある審議会の委員の経験を踏まえると、3年がよいのではないかと考える。なお、最長任期は市の審議会の指針である6年を超えないこととするのがよいのではないか。
- (石附委員) 色々な人が関わり、会の活性化を考えるなら、2年でもよいと考える。
- (塩田委員) 解任については柏崎方式でよいと思う。
- (小川委員) 横浜市では区長に特別職がなっている。地方自治区の特例制度では任期2年以内で特別職でもよいとなっている。行政区になると旧市町村はかつての規模より大きくなる。ならば、区長には助役もしくは局長とすべきと考える。また、区自治協議会の任期を揃える方法もある。報酬について、本来、区自治協議会がなければ区がやる仕事である。そこにかかる税を還元する意味で、委員が働いた分は費用弁償を払うべきだ。
- (河田委員) 費用弁償について賛成である。
- (石附委員) 会議の時間について、必要があれば伸びても構わない。
- (事務局) 9月議会の関係もあり、次回の委員会は9月末か10月初旬に開催したいと考えている。近くなったら連絡したい。